

佐久市観光振興ビジョン策定委員会設置要領

(設置)

第1条 佐久市観光振興施策の基本的な方針である佐久市観光振興ビジョン(以下「観光振興ビジョン」という。)の策定に関し必要な調査及び研究を行うため、佐久市観光振興ビジョン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 観光振興ビジョンの基本的な方針に関すること
- (2) その他観光振興ビジョンの策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 佐久市観光協会会長
- (2) 次に掲げる分野を代表する者
 - ア 商工関係
 - イ 宿泊業関係
 - ウ レジャー関係
 - エ 地方創生関係
 - オ 交通運輸関係
 - カ 教育・学術関係
- (3) 佐久市経済部長
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、經濟部観光課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。